

第3章 計画の基本目標・施策概要

1 計画の基本目標

本計画の基本目標は、促進法の趣旨を踏まえ、成年後見制度の本旨であるノーマライゼーションと自己決定権の尊重の理念に則り、全ての市民が意思を尊重され、自分にふさわしい生活が享受できるよう、

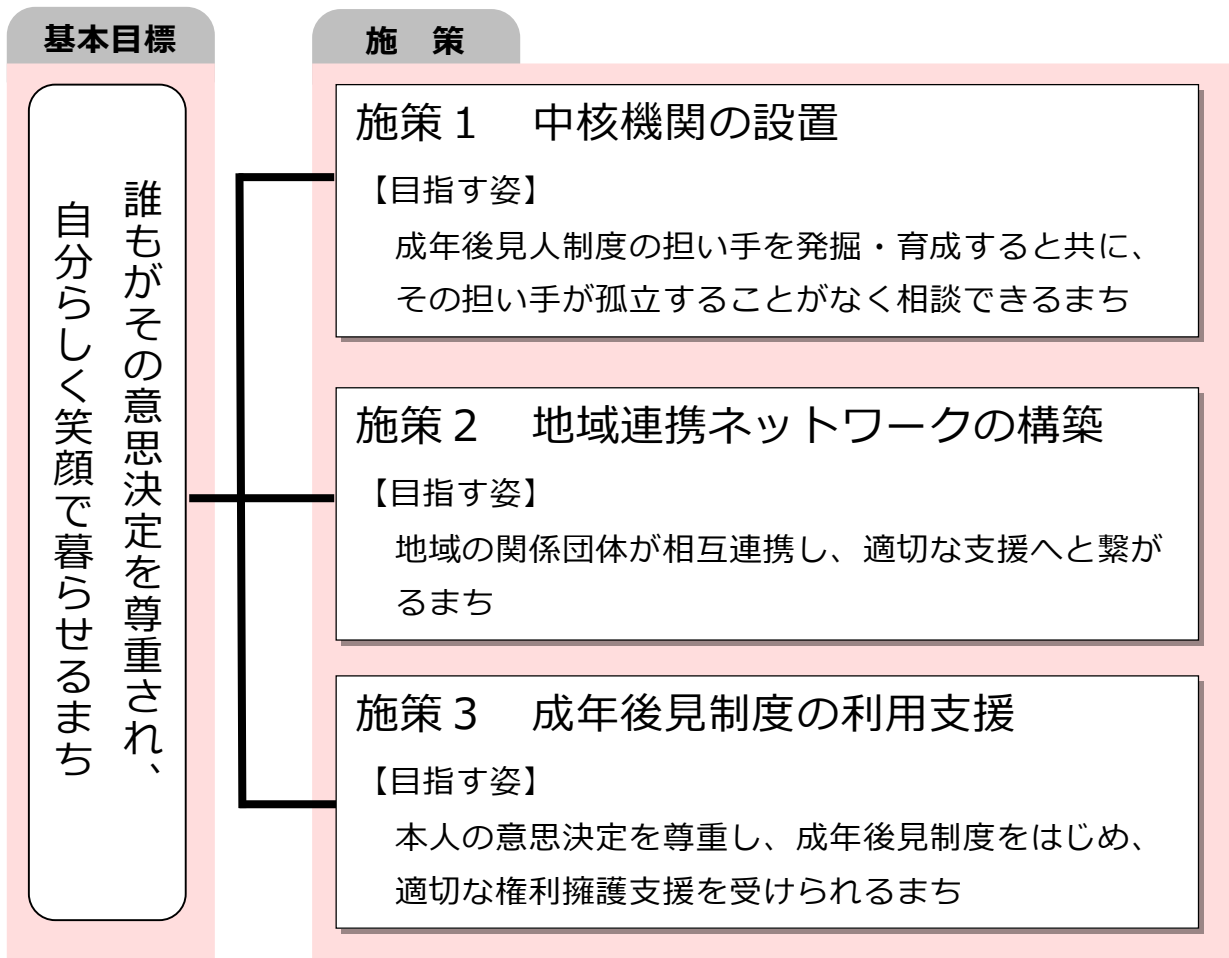
「誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち」とし、市として成年後見制度の利用を促進していきます。

基本目標

誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち

2 施策の概要

基本目標に基づき、以下の3つの施策を実施します。



基本目標

誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち

| 施策 | 事業 番号 | 事業 | 事業内容 |
|-----------------------------|----------|-----------------|--|
| 施策1 中核機関の設置 | ① | 広報機能 | ○関係機関への制度の周知啓発 ○成年後見制度に係る講演会・研修会などの開催 ○成年後見制度の普及啓発 |
| | ② | 相談機能 | ○後見利用の一般的な事項に関する相談支援 ○申立に関する相談支援 ○専門職等による専門相談支援 |
| | ③ | 成年後見制度利用促進機能 | ○受任者調整（マッチング）等の支援 ○市民後見人の育成と活動の支援 ○日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 |
| 施策2 地域連携ネットワークの構築 | ④ | 後見人支援機能 | ○市民後見人や親族後見人の支援 |
| | ⑤ | 「チーム」 | ○チームとして支援することの重要性の周知啓発 |
| | ⑥ | 「協議会」 | ○権利擁護支援に関する地域課題の検討 ○本計画の進捗状況の確認 |
| 施策3 成年後見制度の利用支援 | ⑦ | 市民後見人の活用 | ○新たな市民後見人の養成 ○市民後見人を後見人候補者とする受任者調整 |
| | ⑧ | 成年後見制度の利用に関する助成 | ○成年後見制度に係る報酬費用の助成対象の拡大 ○審判申立に係る費用の助成 |
| | ⑨ | 意思決定支援 | ○関係機関に対する意思決定支援の重要性の周知啓発 |